



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 銀座 山形 屋
代表者名 代表取締役社長 山形政弘
(J A S D A Q ・ コード 8 2 1 5)
問合せ先 取締役管理部長 渡邊光潤
電 話 0 3 - 6 6 8 0 - 8 7 1 1

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 72 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場している企業としてこの趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）や株主の皆さまの権利に出来るだけ影響を及ぼすことがないよう、株式併合（10 株を 1 株に併合）を併せて実施するものです。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③減少する株式数

[普通株式]

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	18,044,715 株
株式併合により減少する株式数	16,240,244 株
株式併合後の発行済株式総数	1,804,471 株

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は10分の1に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動などの要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑤単元株式に1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりであります。

当社の株主構成 [普通株式]

(平成28年3月31日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,255名 (100.00%)	18,044,715株 (100.00%)
10株未満 (1~9株) 所有株主	94名 (2.89%)	130株 (0.00%)
10株以上所有株主	3,161名 (97.11%)	18,044,585株 (100.00%)

(注) 本株式併合を行った場合、10株未満のみの株式をご保有されている株主様94名(所有株式数の合計130株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取りを請求することができますので、当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 株式併合の条件

平成28年6月29日開催予定の第72期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(5) 上記株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3,570,600株

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在1,000株となっている当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式の変更を行うものであります。

(2) 単元株式数変更の内容

平成28年10月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更の条件

平成28年6月29日開催予定の当社第72期定時株主総会において、株式併合に関する議案、発行可能株式総数及び単元株式数の変更に係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①上記「1.株式併合」および「2.単元株式数の変更」に伴う規程の変更を行うものであります。

上記①の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設けるものであり、当該株式併合の効力発生日をもって、本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,570 万 6 千株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>357 万 6 百株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	附則 <u>第 6 条及び第 8 条の規定変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 72 期定時株主総会において、「株式併合に関する議案」が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数変更の日程

取締役会開催日	平成 28 年 5 月 13 日
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 28 年 11 月上旬 (予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 28 年 12 月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 28 年 9 月 28 日となります。

以上

(ご参考) 株式併合と単元株式数の変更に関する Q&A

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。

今回、当社では10株を1株に併合することを予定しております。

また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか？

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式につき、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合（10株を1株に統合）を予定しております。

Q3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えるのでしょうか？

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合において株主様のご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q4. 株主は何か手続きをしなければいけないのでしょうか？

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

上記Q3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q5. 株主の所有株式数と議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,022 株	1 個	102 株	1 個	0.2 株
例③	756 株	0 個	75 株	0 個	0.6 株
例④	40 株	0 個	4 株	0 個	なし
例⑤	2 株	0 個	0 株	0 個	0.2 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、③、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成 28 年 12 月上旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記 Q5 の例②、③、④、⑤のような場合）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 株主優待の取扱はどうなりますか？

当社は、毎年 3 月 31 日現在の株主の皆さまに対し株主優待制度を実施しております。平成 28 年 3 月 31 日現在の株主様には、「株主優待割引券」を 1,000 株以上 お一人様 2 枚、3,000 株以上 お一人様 5 枚、また「株主お買物券」を 1,000 株以上 お一人様 1 枚、進呈いたします。

株式併合後（平成 28 年 10 月 1 日以降）株主優待制度の変更がない場合は、毎年 3 月 31 日現在の株主様に対し「株主優待割引券」を 100 株以上 お一人様 2 枚、300 株以上 お一人様 5 枚、また「株主お買物券」を 100 株以上 お一人様 1 枚、進呈することとなります。

Q8. 所有株式が減少することで、受け取ることのできる配当金はどうなるのでしょうか？

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる予定の配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ5記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

Q9. 今後のスケジュールはどのようになっていますか？

次のとおり予定しております。

- | | |
|------------|--|
| 平成28年6月29日 | 定時株主総会決議日 |
| 平成28年9月27日 | 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日 |
| 平成28年9月28日 | 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。 |
| 平成28年10月1日 | 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。 |

【当社の株主名簿管理人】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以上